

産業廃棄物再生資源等有効活用推進事業（補助金）

1 制度の概要

この事業（補助金）は、産業廃棄物の再使用、再資源化、産業廃棄物に由来する再生資源の有効活用などを進め、産業廃棄物の発生抑制や最終処分量の軽減を図るため、リユースシステムの構築やリサイクル製品の事業化などに取り組む事業者に対し、当該事業に要する経費の一部を補助するものです。

本事業は、産業廃棄物税を原資に事業を行うことから、**一般廃棄物のみを対象とする事業は対象としません。**

2 対象者

宮城県内に事業所を有する中小企業の事業者（当該事業者が半数以上を占める団体を含む）の方です。

また、法令遵守を重視する観点から、補助対象者は、過去3年間、環境関係法令に基づく処罰、命令その他不利益処分を受けていない事業者等の方に限られます。

3 対象事業 ※事業例は裏面をご覧ください。

産業廃棄物の再使用や再資源化を推進するため、産業廃棄物に由来する再生資源を有効に活用するための取組、産業廃棄物の発生抑制にかかる取組

- ① リユースやリサイクルに関するシステム構築のための調査等
- ② リサイクル製品の開発や、既存のリサイクル製品の商品力強化等に関する開発等
- ③ リサイクル製品の需要開拓、広報宣伝等（製品開発の一環としたもの）



4 補助率・補助限度額

補助率・補助限度額		補助事業完了期限
①再使用システム構築のための調査、再生資源化製品の開発 ②再生資源化製品の需要開拓、広報宣伝		
補助率：2分の1以内		平成26年3月31日
補助限度額：100万円以内		

5 対象となる経費

商品開発・需要開拓に要する経費、研究開発に要する経費など

6 募集期間

平成25年4月24日（水）から平成25年12月27日（金）まで

※必要書類等の確認をしますので、事前に御連絡の上、環境政策課までお越しください。

※毎月末日を公募の締め切り日とし、その月に申請書が提出された事業を取りまとめて評価し、翌々月に補助対象事業を決定いたします。（ただし、交付決定額の総額が予算額に達した場合には、期間が満了する前に公募を終了します。）

7 対象事業の決定

提出された事業計画は、①産業廃棄物の削減効果、②事業確実性、③その他の観点から評価し、補助対象事業を決定いたします。

8 補助金の支払

事業完了後に実績報告書を提出していただき、その内容や事業の実施状況等を確認の上、適正と確認されたものについて補助金を交付します。なお、「事業の完了」とは開発、調査、試験等の完了だけでなく、報告書等書類のとりまとめ及び支払手続が完了する必要があります。また、交付決定以前に完了した事業は対象となりません。



問い合わせ：宮城県環境生活部環境政策課

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1

TEL：022-211-2664 FAX：022-211-2669

URL：http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyos

宮城県 環境政策課

検索

※利用の手引き・様式・要綱は、上記ホームページで御確認ください。

産業廃棄物のリユースシステムの構築やリサイクル製品の事業化に取り組む事業者を応援します。

○ 産業廃棄物の発生抑制、再使用、再資源化に取り組んでみませんか？

産業廃棄物のリユースシステムの構築や、新たなリサイクル製品の開発、既存のリサイクル製品の商品力強化等の取組により、産業廃棄物の発生抑制や最終処分量の軽減が見込まれると認められる場合、産業廃棄物再生資源等有効活用推進事業費補助金が御活用いただけます。

このような取組を考えている事業者の皆様、是非、御相談ください。

○ 例えば、このような取組が補助の対象になります。

① リユースやリサイクルに関するシステム構築のための調査等

- リユースされていない小型の酒びんの流通量や処分の現状等に関する調査、経済的な回収・再使用システムの検討等。
- 食料品製造業者が排出する食品残さを有効活用するために、他の食料品製造業者や飼料メーカー、畜産業者との共同による、残さの回収ルートを検討や、飼料の試作、試験給餌の実施等。

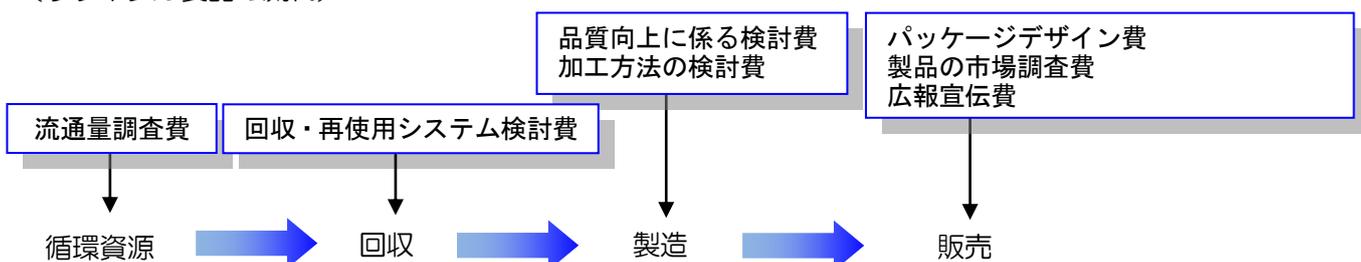
② リサイクル製品の開発や、既存のリサイクル製品の商品力強化等に関する検討

- リサイクル製品の開発に先立ち、原料となる産業廃棄物の賦存量（数量、排出元等）に関する調査。経済的な回収システムの検討等。
- リサイクル製品の加工方法の検討、製品の試作等。製品化を行うための加工機に関する検討、加工機の試作等。
- リサイクル製品やパッケージ等に関する意匠（デザイン等）の検討。
- リサイクル製品に対する嗜好や市場の調査。販路開拓に関する検討。
- 品質向上やコストダウンに関する検討等。

③ リサイクル製品の需要開拓、広報宣伝等（製品開発の一環としたもの）

- 販売プロモーションや広報宣伝の実施等。

（リサイクル製品の流れ）



問い合わせ：宮城県環境生活部環境政策課
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目 8-1
TEL：022-211-2664 FAX：022-211-2669
URL：http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-s

宮城県 環境政策課

検索

※利用の手引き・様式・要綱は、上記ホームページで御確認ください。